

## 取 扱 基 準

名 称	農林水産業振興資金利子補給金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	農業者等の経営合理化と地域農業の振興による所得の増大並びに生産性の向上を図り、農業の近代化に資するため、農林水産業振興資金の融資を行った場合に当該金融機関へ利子補給を行う。
目 標	数値化□ 非数値化■
	農業者等の金利負担の軽減と経営の安定を図る。 <目標が数値でない場合の評価方法> 経済情勢や利用実績などを総合的に判断し評価する。
補助事業者	公表していません（融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため）。
補助対象経費の 内 容	融資機関が設定する金利
補助額 及びその算定方法 又は補助率	●令和6年能登半島地震（R6.8末まで） 末端金利（無利子）＝基準金利（2.25%）－（県利子助成率0.825%＋市利子助成率1.425%） <補助額が5万円未満、又は補助率（実行補助率を含む）が1/2を超える場合の理由> 農業者等が借り入れた資金の金利負担を軽減することで、農業者の経営の再建・維持・早期安定を図るため。
開始時期	令和6年1月10日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。 〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp